

号中「法第五条第二項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十八号）」による改正前の法第五条第二項」と、「一般職給与法」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）」による改正前の一般職給与法」と、「第三号に係る部分を除く」とあるのは「第一号に係る部分に限る」とする。

2 施行日以後に法第二十七条の三第一項に規定する第二回目の給付金の支給を受けることができる若年定年退職者のうち、その者の退職の翌年の期間の全部又は一部の期間に次の各号に掲げる期間を有する者の当該期間に受けるべき扶養手当の月額合計額については、当該各号に定める規定により計算した額とする。

一 施行日前の期間 防衛省給与改正法による改正前の法第十二条第一項の規定によりその例によることとされる一般職給与改正法による改正前の一般職給与法第十一条の規定を適用した場合の給与令第二十四条第二号

二 施行日から令和八年三月三十一日までの期間 防衛省給与改正法による改正後の法第十二条第一項の規定によりその例によることとされる一般職給与改正法附則第六条の規定により読み替えられた一般職給与法第十一条の規定を適用した場合の給与令第二十四条第二号

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）
第六条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「新令」を「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十条、第十条の二、」に改める。

防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百十二号

防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項において読み替えて準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第二十条の三及び防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「自衛隊法第八十四条の三第一項の規定による在外邦人等の保護措置若しくは同法第八十四条の四第一項の規定による在外邦人等の輸送、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第二号に規定する後方支援活動若しくは同項第三号に規定する捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の規定による海賊対

処行動若しくは国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第三条第一項第二号に規定する協力支援活動若しくは同項第三号に規定する捜索救助活動」を「次に掲げる職務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 自衛隊法第八十二条の規定による海上における警備行動

二 自衛隊法第八十四条の三第一項の規定による在外邦人等の保護措置又は同法第八十四条の四第一項の規定による在外邦人等の輸送

三 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第二号に規定する後方支援活動又は同項第三号に規定する捜索救助活動

四 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動

五 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の規定による海賊対処行動

六 国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第三条第一項第二号に規定する協力支援活動又は同項第三号に規定する捜索救助活動

七 前各号に掲げる職務に従事する職員の派遣が見込まれる区域において行う調整又は情報の収集
第五条第二項第一号中「扶養手当」の下に「、単身赴任手当」を加え、同項第二号中「学生手当」の下に「、単身赴任手当」を加える。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百十三号

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。
第十条中「国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条各号に掲げる活動」を「次に掲げる職務」に改め、同条に次の各号を加える。

一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する国際緊急援助活動

二 前号に掲げる職務に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整又は情報の収集
附 則
この政令は、令和七年四月一日から施行する。

総務大臣 村上誠一郎
内閣総理大臣 石破 茂